

神戸市障害者地域生活支援拠点における「多機能拠点+面的整備型拠点」の推進について（概要）

1 概 要

（１）地域生活支援拠点整備の目的

障害者の地域生活への移行が促進され、地域で生活する障害者が増えるなか、障害者の重度化・高齢化等を背景に親なき後への対策が急務とされていることから、障害者が地域で暮らし続けることができるよう支援の拠点を整備しています。

（２）多機能拠点の整備

神戸市では、障害者が地域で安心して生活するための支援拠点として、いわゆる「多機能拠点」である障害者地域生活支援拠点を各区 1 か所ずつ設置しています。

地域生活支援拠点では「①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験機会・場、④専門的人材の育成、⑤地域の体制づくり」の 5 つの機能を担うよう国で定められていますが、多機能拠点では、これらに加え、障害者の見守り支援や災害時の要援護者支援等の機能も含め、「障害者相談支援センター」と連携しながら事業を実施しています。

（３）面的整備型拠点の整備

拠点機能のさらなる充実と強化を図るため、地域等の実情に応じ、（２）の多機能拠点と、「面的整備型拠点」として拠点登録をした地域の事業所が連携して対応します。

〔イメージ図〕



2 神戸市における面的整備型拠点

(1) 面的整備型拠点が担う役割

神戸市では、①計画相談支援・障害児相談支援、②短期入所、③生活介護のサービスについて、面的整備型拠点を推進します。

また、面的整備型拠点では、サービスごとに以下の機能を担います。

〔面的整備型拠点を推進するサービス 及び 担う拠点機能・役割〕

サービス種別 【担う拠点機能】	役 割
計画相談支援 障害児相談支援 【相談】	・ 平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、 <u>緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能</u>
短期入所 【緊急時の受け入れ・対応】	・ 短期入所事業所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、 <u>緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能</u>
生活介護 【体験機会・場】	・ 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、 <u>サービス利用の体験の機会・場を提供する機能</u>

(2) 事業所を「面的整備型拠点」に位置付けるための要件

以下の要件を満たしていることが必要です。

- ①当該サービスを1年以上継続して実施していること
- ②各区の自立支援協議会に参加・出席して連携を図っていること
- ③障害者相談支援センターと連携を図っていること
- ④拠点関係機関等との連携・調整に従事する者を明確にしていること
(計画相談支援、障害児相談支援の場合は、常時の連絡体制を確保している前提で、④を除く。)
- ⑤多機能拠点の取組みに連携・協力して2(1)に記載する拠点の役割に取組む用意があること

(3) 登録などの手順

※モデル事業ですすでに登録済みの事業所は、この登録手順は不要ですが、障害者支援課において「④市ホームページへの掲載」をしますので、その点ご注意ください。

①登録申請

面的整備型拠点の機能を担うことを希望する障害福祉サービス等事業者は「地域生活支援拠点等登録申請書(様式第1号)」及び「地域生活支援拠点等事業所登録に係る確認票(様式第3号)」を、福祉局障害者支援課(相談支援・虐待対策担当)へ提出します。

②審査・通知

福祉局障害者支援課において登録要件に照らして審査のうえ、「地域生活支援拠点等登録通知書（様式第2号）」を交付します。

③運営規程の変更と届出

事業者は、以下の書類を速やかに監査指導課に届け出てください。

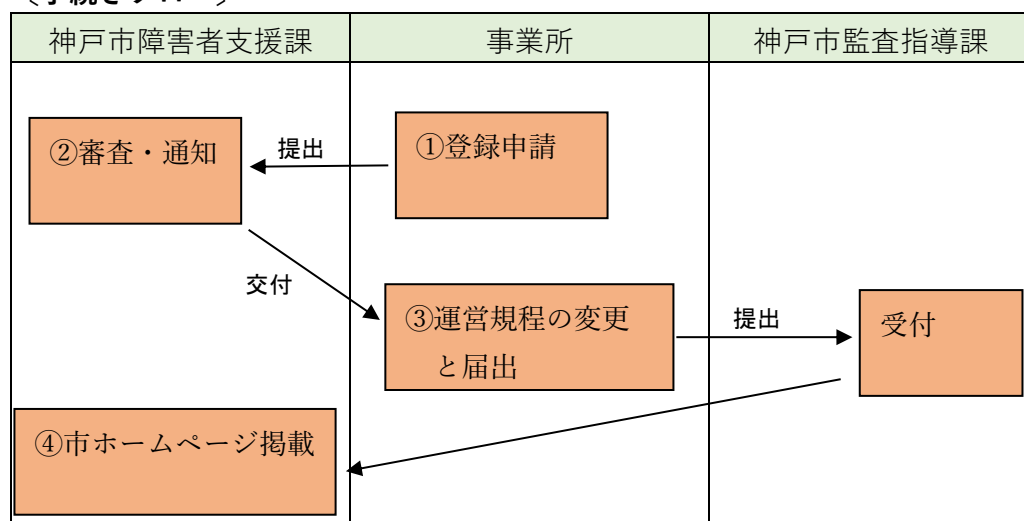
- ・運営規定変更届
- ・運営規定（変更後）の写し（拠点への位置づけ）
- ・介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号）

④市ホームページへの掲載

障害者支援課は、登録事業所を神戸市ホームページに掲載します。

※登録事業所にかかる変更・廃止が生じた際は、「地域生活支援拠点等登録内容変更届（様式第1号）」により届け出てください。

〔手続きフロー〕



(4) 加算

登録された事業所は、拠点等であることを要件とする加算を取得することが可能です。

加算を取得しようとする事業所は、事前に、「地域生活支援拠点等登録通知書」の写しを添えて、監査指導課へ届け出る必要があります。

（注）神戸市以外の市町村が支給決定者となっている利用者へサービスを提供する際の加算の取扱いについては、当該市町村へご確認ください。